

防災協力農地登録制度案について

農地は新鮮で安全な食料を供給する場としてはもちろん、防災、環境保全、景観などさまざまな機能を有しています。

農地を、災害発生時の緊急的な逃げ場所や、生活用水の確保、復旧用の資材置き場等として活用することによって、農地の重要性を市民の皆様にも広く理解していただき、農地の保全を図りつつ、災害時の安全確保や復旧活動の円滑化を図ることを目的とした制度です。

1 防災協力農地登録制度の概要

防災協力農地として登録していただいた農地は、災害発生時の緊急的な逃げ場所や生活用水（井戸）の確保、復旧用資材置き場として市民の安全・安心を守るために使用させていただきます。

2 防災協力農地の制度について

◎ 登録することができる農地

豊中市内の一団の農地でおおむね 300 m²以上のもの

※市民農園など複数の入園者が利用している農地は登録できません。

※小作権等が設定されている場合は、当該権利者の同意が必要です。

◎ 登録期間

3 年間。（想定）初回については、2 年を経過した日以後の最初の 3 月 31 日まで。期間満了ごとに 3 年間自動更新。申請により非継続、途中取消しも可。

3 登録について

別紙アンケート調査の結果を考慮して、正式に要綱を作成し、令和 8 年 2 月（予定）から登録受付を開始します。

ご協力いただけるとご回答いただいた方には、別途ご連絡をさしあげます。